

苗加病院

院内感染防止対策指針

制定年月日 令和4年3月16日

苗加病院	院内感染防止対策 指針	1/2 頁
------	-------------	-------

## 1. 院内感染対策指針の目的

この指針は、院内感染の予防と再発防止、及び集団感染時の適切な対応などにおける院内感染対策体制を確立し、適切かつ安全で質の高い医療の提供を図ることを目的とする。

## 2. 院内感染対策に関する基本的考え方

適切な院内感染対策を論じることは、患者・職員の安全を守るだけでなく、地域における耐菌性の発生源予防や医療コストの軽減の点からも重要である。

職員が自ら感染源を広げず、院内感染の予防に留意し、感染発症の際には拡大の防止のために、その原因を速やかに特定し、制圧し、終息を図ることは、医療安全対策上そして患者サービスの質を保つうえで必須であると考えます。

以上の考えに基づいて、院内感染対策の必要性・重要性を全部署・全職員に周知徹底し、当院における共通の課題として積極的にかつ組織的に取り組み行うものとする。

(ただし院内マニュアルは基本的な対策を記載し施行しますが、最新の処置方法や投薬に関して医師の判断で適正変更になる場合がある。)

## 3. 院内感染対策の為の委員会その他の組織に関する基本事項

- 1) 院内感染対策のための【院内感染防止対策委員会】を設置する。
- 2) 感染対策に関する情報を把握する。
- 3) 感染対策に関連する事項の決裁を行う。

## 4. 院内感染対応のための従業者に対する研修に関する基本的方針

- 1) 院内感染対策の基本的考え方及び具体的対策について周知徹底や理解を得る目的で、全職員を対象に、最低年2回以上の院内勉強会を開催する。  
(院内教育委員会に開催予定日を報告)
- 2) 研修会・講習会は院内感染対策に関する教育と実習を行い、必要に応じて個別、部署単位、全職員に開催する。
- 3) 研修の参加できなかった職員に対してのフォロー学習会を行う。

## 5. 感染発生状況の把握と報告に関する基本事項

感染情報の把握。

細菌培養の結果集計を毎週更新し、感染症の発生や血液・体液に関する情報を感染委員に報告する。

日常的な状況の把握

中心静脈ライン、褥瘡部位の感染の医療関連感染サーベイランスを行い、感染率を把握する。

## 6. 院内感染発生時の対応に関する

- 1) 職員は感染対策マニュアルに沿って行動し、感染拡大を防止する。
- 2) 院内対策委員会は必要に応じて臨時に感染対策委員を招集し発生の原因究明、対策の立案を行い、これを全部署に徹底させる。
- 3) 当院だけで解決困難な場合は、管轄の保健所および感染対策連携病院に相談し早期解決を目指す。

## 7. 患者等に対する当指針の閲覧に関する基本事項

- 1) 本指針は病院ホームページにおいて一般に公開する。
- 2) 患者またはその家族から本指針の閲覧の求めがあった場合はこれに応じる。

## 8. 病院における院内感染対策の推進のために必要な事項

- 1) 院内感染マニュアルを整備し、全職員はこれに沿って業務中の感染対策に努める。
- 2) 院内感染マニュアルは、科学的根拠と医療上の安全性・経済性を考慮しつつ、最新の知見に基づき適切に改訂、追加を行う。
- 3) 院内感染対策マニュアルは各部署に配布し、変更時にはその都度周知、徹底に努める。
- 4) 職員は自らの健康状態を把握し、保持に努める。
- 5) 院内環境の整備